〇愛南町起業化支援助成金交付要綱

平成20年6月12日告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町に潜在する豊富な農林水産物、良質な自然資源等の地域資源を活かして新たに起業を目指すものに対し、起業化支援助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者は、愛南町に住所を有する個人又は愛南町に事務所を 有する団体で、第6条に規定する助成金の交付申請後に法人を設立して地域に密着した事 業に取り組もうとするものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としないもの とする。
 - (1) 町税等を滞納している者
 - (2) 愛南町暴力団排除条例(平成23年愛南町条例第13号)第2条第1号から第3号までに 該当する者

(助成対象事業)

- 第3条 助成の対象となる事業は、国、愛媛県又は公益財団法人えひめ産業振興財団が交付 する起業に関する補助金の採択を受けたものであって、次に掲げるいずれかのものとする。
 - (1) 町内で培われた製造技術や農林水産物、伝統工芸品等の特産物、文化財、自然の風 景等の地域資源を活用した事業
 - (2) 地域ニーズに対応した事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が認める事業

(助成対象経費)

- 第4条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次に掲げる経費であって、年度内に発生し、支払が完了するものとする。
 - (1) 設備、機械、備品、構築物等の購入、製作、借用又は修繕に要する経費
 - (2) 土地及び建物の借用に要する経費(敷金及び礼金を除く。)

- (3) 法人登記等に要する経費
- (4) 知的財産の登録に要する経費
- (5) マーケティング等に要する経費
- (6) 技術指導、経営指導等の受け入れに要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費
- 2 助成対象経費には、次に掲げる経費を含まないものとする。
 - (1) 人件費、食糧費、交際費及び施設の管理費等経常的な経費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める経費 (助成金の額)
- 第5条 助成金の額は、助成対象経費の額(愛南町以外の機関からの補助金を受けている場合は、助成対象経費の額からその補助金を差し引いた額)の2分の1以内とし、限度額は、100万円とする。
- 2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 (助成金の交付申請)
- 第6条 助成金の交付を受けようとするものは、事前に起業化に係る関係機関のコーディネーター又は職員等の指導を受けた後、起業化支援助成金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

- 第7条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成22年愛南町条例第3号)に規定する愛南町企業支援審査委員会に諮り、その内容を審査し、助成金の交付の適否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付の適否を決定したときは、起業化支援助成金交付(変更) (却下)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の決定を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。 (助成事業の変更又は中止)
- 第8条 助成金の交付の決定を受けたもの(以下「助成対象者」という。)は、第6条の規 定により提出した書類の内容の変更をしようとするとき、又は助成の決定を受けた事業(以 下「助成事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、起業化支援助成

金変更交付申請書(様式第3号)又は起業化支援助成金中止(廃止)申請書(様式第4号) を提出し、町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請に基づき交付決定を変更するときは、起業化支援助成金 (変更) (却下) 交付決定通知書(様式第2号)により助成対象者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。 (実績報告)
- 第9条 助成対象者は、助成事業が完了したときは、完了した日から起算して14日以内に、 起業化支援助成金実績報告書(様式第5号)に起業化支援助成金精算払請求書(様式第6 号)を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類の審査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、助成金の額を確定し、交付するものとする。

(助成金の返還)

- 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じるものとする。
 - (1) 町長の承認を受けずに事業の内容を変更し、又は中止したとき。
 - (2) 規則第16条各号のいずれかに該当するとき。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月19日告示第28号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月8日告示第3号)

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

愛南町長 様

所在地 商号又は名称 代表者名 (個人の場合は、住所及び氏名)

起業化支援助成金交付申請書

年度において次のとおり助成金の交付を受けたいので、愛南町起業化支援助成金交付 要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1	助成金申請額										
2	事 業 名										
3	事業の目的										
4	事業の内容										
		予算				財	源	内	訳		
5	事業費(円)	総額									計
6 /	同上財源の割										100%
	着手完了予定 明日	着手	年	月 月	日		完了	年	月	日	
8 見	事業等の効果 見込み										
9 IJ	その他特記事										

添付書類 1 事業計画書(別紙1)

- 2 収支予算書(別紙2)
- 3 町税等の滞納がない旨の申出書(別紙3)
- 4 他団体の起業に関する補助金の申請・採択書類(写し)

別紙1

事業計画書

		商号又は名称
1	実施主体	代表者氏名
		代表者住所 〒
		TEL FAX
2	事 業 名	
		(1) 目的
		(2) 事業実施時期
3	事業の概要	(3) 事業実施場所
		(4) 内容 ※詳しく記入してください。
		(5) 特色及び事業効果
4	総事業費	金 円
5	助成金申請額	金 円

別紙2

収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区分	予 算 額	摘要(積算基礎等)
計		

2 支出の部 (単位:円)

区分	予 算 額	摘要(積算基礎等)
計		

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

所在地 商号又は名称 代表者名 (個人の場合は、住所及び氏名)

起業化支援助成金の交付申請に当たり、町税等の滞納がない旨を申し出ます。なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

・・・・・・・・・・・・以下愛南町記入欄・・・・・・・・・・・

担当部署名	費目	担当部署	記入欄	確認印
	町民税	有	無	
	固定資産税	有	無	
1¥ √⁄r⊃¤	国民健康保険税	有	無	
税務課	軽自動車税	有	無	
	介護保険料	有	無	
	後期高齢者医療保険料	有	無	
保健福祉課	保育料	有	無	
環境衛生課	下水道料	有	無	
	町営浄化槽使用料	有	無	
水道課	水道料	有	無	
学校教育課	給食費	有	無	

 第
 号

 年
 月

 日

様

愛南町長

起業化支援助成金交付(変更)(却下)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった起業化支援助成金の交付について、次のとおり決定したので、愛南町起業化支援助成金交付要綱第7条(第8条)第2項の規定により通知します。

1 交 付 年 度	年度
2 交付決定(変更)金額	円
3 交付の条件及び指示	(1) この助成金は、この助成事業の目的以外に使用してはなりません。(2) 決算終了後14日以内に実績報告書を提出してくださ
	い。 (3) この助成事業については、町長及び監査委員が調査 し、又は監査することがあります。
	(4) 愛南町補助金等交付規則第16条各号に該当するとき は、この決定の全部又は一部を取り消すことがありま す。
	(5) (4)により取り消した場合は、助成事業の当該取消し に係る部分に関し既に助成金が交付されているとき は、期限を定めてその返還をしていただきます。

(却下の場合) 却下の理由

年 月 日

愛南町長 様

所在地 商号又は名称 代表者名 (個人の場合は、住所及び氏名)

起業化支援助成金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた事業について、次のとおりその内容を変更したいので、愛南町起業化支援助成金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

1	事 業 名								
2	事業の目的								
3 内	変更した事業の	の							
					財	源	内	訳	
4	事業費(円)	予算総額							計
	(1) 当 初								
	(2) 変更後								
5 害	変更後の財源 合 (%)	0							100%
6 	変更後の着手 予定期日	完 着手 4	F J]	日	完了	年	月	日
7	その他特記事項								

添付書類 1 変更事業計画書

2 変更後の収支予算書

愛南町長 様

所在地 商号又は名称 代表者名 (個人の場合は、住所及び氏名)

起業化支援助成金中止(廃止)申請書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた事業について、次のとおり事業を中止(廃止)したいので、愛南町起業化支援助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

1	事 業 名					
2	交付決定年月日	年	月	日		
3	助成金交付決定額					
4	中止(廃止)の理由					
5	中止(廃止)年月日	年	月	日		
	今後再施行の見込み ぶあるときはその内容 なび時期					

年 月 日

愛南町長 様

所在地 商号又は名称 代表者名

起業化支援助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた事業について、事業が完了したので、愛南町起業化支援助成金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて実績報告をします。

1 助成金交付決定額					円		
2 事 業 名							
	N.I. Frita / p. shape		財	源	内	訳	
3 事業費(円)	決算総額						計
4 同上財源の割 合 (%)							100%
5 着手・完了年 月日	着手 年	: 月	日	完了	年	月	日
6 事業等の効果							
7 その他特記事項							

添付書類 1 収支決算書

- 2 その他参考となる書類
- 3 起業化支援助成金精算払請求書

1 収入の部 (単位:円)

				* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
区分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘要
計				

2 支出の部 (単位:円)

区分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘要
計				

起業化支援助成金精算払請求書

¥		
ただし、	年度愛南町起業化支援助成金	Ē
助成金交付	↑決定額 <u>¥</u>	

上記のとおり請求します。

年 月 日

愛南町長 様

振	振込先金融機関				銀行農協				支店 支所
預	頁	金	種	別	普通 当座	口座番号		(フリガナ) 口座名義人	